

第6回教育委員会（定）

開会日時 令和8年 3月 27日（金）

午前 10時00分

閉会日時

午前 11時00分

開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子
委 員	山 口 謠 司

出席事務局職員

事務局次長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	金 子 和 也
教育総務課長	久保田 智恵子	多様な学び推進担当課長	濱 野 有 樹
学 務 課 長	小 林 晴 臣	指 導 室 長	富 田 和 己
新しい学校づくり課長	柏 田 真	学校配置調整担当課長	野 崎 友 輔
施設整備担当副参事	彼 島 勲	生涯学習課長	池 田 雄 史
史跡公園担当課長	品 田 真 希	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	山 田 綾 子

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆さん、おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。それでは、ただいまから令和8年第6回の教育委員会を開会いたします。

本日の委員会は2名から傍聴の申出がなされており、会議規則第30条により許可しましたのでお知らせいたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、金子地域教育力担当部長、久保田教育総務課長、濱野多様な学び推進担当課長、小林学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、野崎学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、池田生涯学習課長、品田史跡公園担当課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、山田中央図書館長、以上、14名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、野田委員にお願いします。次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

日程第七 議案第32号「教育委員会を審査庁とする審査請求の裁決について」は、個人が特定されるなどの影響が懸念される案件のため、日程第八 議案第33号「「MIRAI SCHOOL いたばしー学校における働き方改革推進2028」の策定について」は、文教児童委員会で審議を予定している案件のため、本日の教育委員会において、公開での審議を行うことにより、具体的、かつ自由な討論ができないおそれがありますので、議案第32号については非公開、議案第33号については一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。
それでは議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第26号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第26号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明をお願いします。

次 長 議案第26号でございます。「東京都板橋区教育委員会事務局の組織規則の一部を改正する規則」でございます。

提出者は長沼豊教育長でございます。

この件につきましては、指導室に新たな組織を設置するというものでございますが、こちらにつきましては、教育総務課長の方から説明申し上げます。

教育総務課長 議案第26号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらにつきましては、ただいま次長の方から説明がありましたように、現在、指導室にある係に加えまして、1つ、新設の係を作ったところでございます。

その係名ですが、これまで教職員係、学習支援係、特別支援教育係がございましたが、それに加えまして、学校経営支援係となります。

詳細の説明につきましては、指導室からお願いいたします。

教 育 長 それでは、指導室長からお願いします。

指 導 室 長 今回の学校経営支援係につきましては、複雑多様化する学校問題の対応を支援するということでございます。

その中で、喫緊の課題である、いじめ問題や保護者対応等に、迅速かつ適切に対応するとともに、学校におけるいじめ対策の取組状況の把握や、いじめの早期発見、未然防止に向けた取組を進めていくために、この専任の組織の設置により体制を強化して取り組んでまいります。

保護者に直接対応するわけではございませんが、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への支援ですとか、学校運営における環境整備等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長 それでは、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください

資料にもありますように、具体的には、いじめ対策、それから学校経営支援というところになりますが、今までこの係ができる前は、どの係が担っていたのでしょうか。指導室の中では、学習支援係でしょうか。

指 導 室 長 教育長がおっしゃるとおり、学習支援係が担っておりましたが、学習支援という係の性質と、今回のいじめの重大事態の対応等については、やはり性質の違うものですので、学校経営を支援するという側面で、この新しい係を設置したところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。

第6条を見ますと、学習支援係が掲げられていますが、この業務とはやや異なるということで、今後は新設する係でしっかりと担っていくということになるのかと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

野 田 委 員 ご説明ありがとうございました。学校経営支援係を設置していただくことに、大変感謝しております。

これまで学習支援係が担ってこられた業務や、学校全体で対応している保護者対応、とりわけいじめ対応については、状況の変化に伴い、支援の在り方や対応

の方法も変わってきていると感じています。そのような流れの中で、新たにこのような係を設置することが求められていたところ、ご尽力いただいた結果として創設に至ったものと受け止めており、心より感謝申し上げます。

学校には、子どもたちと向き合う教育活動や学習指導に、より一層力を注いでいただきたいと考えておりますので、そのための支援体制として、ぜひ有効に機能していくことを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

指導室長 野田委員がおっしゃっていただいたとおりに、学校の経営の中でマイナスになってしまうことがあるならば、こちらで支援していくというところがございます。

特に、学校にも法的支援というのが必要になってまいりますので、学習支援係が担っていましたスクールロイヤーですとか、あと、ネットパトロール、その辺りのところも、この係が担っていくということになります。

以上です。

教 育 長 いかがでしょうか。

善 本 委 員 ご説明、ありがとうございます。

大変よいご提案で、改革ができると思いますので、特に学校の経営支援という言葉がやっぱり大切というか、その部分で、学校が本当に、指導室の役割に期待することが大きいだろうなというふうに思いますので、（１）に挙げていただいている、いじめ対策ということは、必ずやっていかなくてはいけないという中で、指導室の知見に基づく支援というのが、これは特に非常に大きなものになるだろうなと思いますので、ぜひ、この方向で、大変よいご提案をしていただいていると思いますので、進めていただければと思います。

あと、この本議案の書式上の問題なのですが、修正していただければと思うのは、指導室以下のところが同じ並びになっているのですが、これは、指導室の項だから、一番上の指導室はなくてもよいか、あるいは、これを書くのであれば、そこから下の各係は、一文字、右に落としていただくという表記が適切だなと思いますので、新旧対照表と同じような形になるような表記にいただければ分かりやすいかなというふうに思いますので、室と係の位置づけが違うので、そこだけ恐らく表記上の問題だけです。

教育総務課長 ご指摘、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、記載について、この表記だと分かりづらいところがございますので、修正の方はいたします。

ありがとうございます。

指導室長 経営支援のところ、委員に言っていただいたとおり、学校の経営支援をサポートしていこうというところが狙いでございます。

保護者への対応とか、いじめの対応はやっぱり学校がするものというところは基本であるところですが、そこについて、法的なこと、それから、これまでの知

見というのは指導室に蓄積したものがございますので、そこを学校にフィードバックしていくことで、より円滑な解決を目指していくというのが狙いでございます。

以上です。

教 育 長 他にいかがでしょうか。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。先ほどの善本委員からのご指摘を修正した上で、お諮りいたします。日程第一 議案第 26 号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第 27 号 東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第三 議案第 28 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第四 議案第 29 号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第五 議案第 30 号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 では、続いて、日程第二 議案第 27 号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」についてと、日程第三 議案第 28 号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてと、日程第四 議案第 29 号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてと、日程第五 議案第 30 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、一括して、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 議案第 27 号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正す

る規則」並びに、同 28 号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、と、第 29 号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、第 30 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して提出させていただきました。

提出者は、長沼豊教育長でございます。

こちらは、幼稚園、区立幼稚園の方でございますが、主務教諭という新たな職を設置することになりました。その関係において、この関係する規則等の改正が生じたということでございます。

詳細につきましては、教育総務課長の方から説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

教育総務課長

まず、議案第 27 号から申し上げます。

資料は、「総－2」をご覧ください。

これまで学校とか幼稚園におきまして、主任と位置づけておりました先生方について、主務教諭という新たなポストを置くことになりました。

その背景といたしましては、まず、3つございまして、大前提として、学校、教員はチームで働いていくということがございます。その中で、じゃあ、チームリーダーは誰なんだろうと考えた場合に、今までの主任という位置づけではなくて、主務教諭として、若手教師の方をはじめ、サポートしてまとめていく主務教諭が必要ということで、このポストというのができました。

主務教諭の役割といたしましては、もう今までの主任教諭の方と、実質的には同じかも分からないのですが、まずはマネジメントですね、教育活動について、総合的に調整できる力をブラッシュアップしたいというところで、細かく言うと職責にふさわしい処遇の実現ということも含めまして、主任ではなくて、主務教諭を用意します。

これまでの校長先生、副校長先生、主幹教諭、その下に主務教諭を置いて、マネジメントとして、チームで対応していくというところを望むということで、このような職責を用意したところでございます。

これにつきましては説明が 27 号でございます。

恐れ入りますが、議案第 29 号と議案第 30 号につきましては、ただいま説明いたしました主務教諭が入ることによりまして、それぞれ幼稚園の教育職員の方の期末手当、勤勉手当に、それぞれの主務教諭の位置づけが入ってきますので、このための規則改正でございます。

恐れ入ります。戻りまして、議案第 28 号、資料は「総－3」となります。

こちらについては、今の主務教諭とは少し離れまして、これまで教育委員会であったり、あとは議会の本会議の定例会であったりというところで、条例改正などについてお諮りしてきた部分でございますが、子育て休暇につきまして、子育て部分休暇で、これまで第 1 号、第 2 号というふうに考えられていたものについて、子育て部分休暇を 1 日のうち 2 時間から取れるようになるということ、条例改正のあったことを受けまして、教育委員会規則につきましても改正するもの

でございます。

少し、まとめてですけど、まず２７号では、主務教諭という職責が新たにできたというところ、主務教諭につきましては、２３区で統一して導入されるというところでございます。併せまして、２９号、３０号につきましても、主務教諭につきましては、板橋区でも、例えば決定裁量というものはございませんが、それにつきまして規則改正をするものでございます。

また、改めまして２８号につきましては、これまでお諮りしてきたように、子育て部分休暇についての規則改正をお認めいただくものの提案でございます。

簡単ではございますが、この議案の合わせて４号につきましては、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

東京都内では既に主任教諭を置いてきましたので、そのまま主任教諭が主務教諭になるという解釈ですね。条文を見ても、第６条の第３項が主務教諭の、が主任教諭ということですから。

山 口 委 員 １３行目の２のところの、主務大臣が定める程度である者ってあって、主務大臣とはどういうことですか。

教育総務課長 文部科学大臣です。

山 口 委 員 そういう意味ですね。分かりました。

教育総務課長 恐れ入りますが、この段になって、資料の少し訂正についてお伝えいたします。
ただいまご説明した中で、議案第２８号でございますが、恐れ入りますが、提案日の方が３月２７日であるところを、３月６日として資料で提出してしまいましたので、令和８年３月２７日に訂正いたします。
申し訳ございませんでした。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、今の修正をした前提で承認いただきたいと思います。

それでは、お諮りします。日程第二 議案第２７号、日程第三 議案第２８号、日程第四 議案第２９号、日程第五 議案第３０号については原案のとおりということにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第六 議案第 3 1 号 「区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について」の改正にかかる協議について

(教育総務課)

教 育 長 次に、日程第六 議案第 3 1 号「区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について」の改正にかかる協議について、次長と教育総務課長から説明を願います。

次 長 議案第 3 1 号「区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について」の一部改正にかかる協議について」ということです。

提出者は、長沼豊教育長でございます。

こちらにつきましては、区長と区長部局と教育委員会事務局との間で、事務の委任関係等がございます。

例えば補助執行というのは、教育委員会の事務を区長部局の方が兼務して、事務を担っていただくというような形でございます。

そのような協議が区長との間で行われることに関しまして、その最終的な決定を教育委員会において行っていただくというような内容でございます。

詳細につきましては、教育総務課長の方からご説明申し上げます。

教育総務課長 資料は「総－6」をご覧ください。

議案第 3 1 号です。

資料の 3 ページ目です。新旧対照表がございます。こちら、黄色の網かけの部分をご覧ください。

実際に、区の会計事務規則、こちらに従いまして、教育委員会の方も改正するものでございます。

新旧対照表で、まず旧から新の方に、右から左に見ますと、物品の買入れにつきましては、80 万円から 150 万円、また、役務の提供または委託ということに関しましては、50 万円から 100 万円の上限変更、または学校施設の工作及び補修というところでは、1 件について 130 万円から 200 万円の増額変更、また、賃貸借に関するものに関しましては、1 件の予定価格 40 万円から 80 万円へ上限を変更したものでございます。

具体的な内容については、以上となります。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第六 議案第 3 1 号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第九 議案第 3 4 号 教育財産の取得について

(生涯学習課)

教 育 長 次に、日程第九 議案第 3 4 号「教育財産の取得について」、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明をお願いします。

地域教育力担当部長 地域教育力担当部長です。

それでは、議案第 3 4 号についてご説明いたします。

議案資料をご覧いただければと思います。

教育財産の取得についてでございます。

議案の提出日は、令和 8 年 3 月 2 7 日。

提出者は、教育長、長沼豊でございます。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 2 項により、教育財産を取得するものでございます。

取得する教育財産は、旧赤塚いこいの家でございます。

提案理由につきましては、成増生涯学習センターの長寿命化改修に伴い、旧赤塚いこいの家を代替施設として使用する予定であるため、令和 8 年度より、準備作業として建物を共有財産とするものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明します。

生涯学習課長 生涯学習課長です。

議案第 3 4 号についてご説明をさせていただきます。

こちらは、今、部長が申し上げましたとおり、教育財産として、旧赤塚いこいの家（赤塚 5－1 6－2）を取得することの内容になっております。

面積、構造などは、こちらの（1）のところに記載のとおりでございます。

こちらの施設でございますが、成増生涯学習センターの長寿命化工事を実施する際に、その代替施設として利用するということが決まっているということでございます。

工事中のこの主要用途でございますが、成増生涯学習センターにあります、i－y o u t h と成増フレンドセンターの方で使用するという予定になっております。

通常、貸館を、サークルさんがご利用になる貸館については、近隣の集会施設

等のご利用についてご案内をさせていただいているところでございます。

非常に限られた面積でございますので、というところでございます。

加えて、教育相談室の方もこちらの方に加えるというところでございます。

こちらの施設を使用するに当たっては、トイレが男女兼用のものしかないというような状況でございますので、その部分を分ける工事を行ったり、また、一部の部屋にパーテーションが必要というところでございますので、その辺りの工事を、令和8年度中に行いまして、工事開始が令和9年度からになりますので、令和9年度より使用できるように準備を進めるということで、4月に取得することでございます。

簡単でございますが、以上です。

教 育 長 それでは、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第九 議案第34号については原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○臨時代理

1. 区立幼稚園管理職の任命について

(指-1・指導室)

教 育 長 次に、臨時代理の議題に入ります。臨時代理(1)「区立幼稚園管理職の任命について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 令和7年度、令和8年4月1日異動の区立幼稚園管理職の任命についてご説明いたします。

今回、令和8年4月1日付の人事異動につきましては、小中学校の教育管理職については、既に令和8年2月4日に開催の教育委員会でお諮りさせていただき、東京都教育委員会へ内申し、令和8年3月6日に本人内示を行ったところでございますが、幼稚園の人事異動につきまして、園長の特例任用に係る特別区人事委員会の承認が令和8年3月6日付であったこと、また、豊島区に派遣している園長の期間短縮の協定変更の手続が令和8年3月13日付で整ったこと、そして、特別区教育委員会の報道発表が令和8年3月19日であったことから、急ぎ決定し、本人内示する必要が生じたため、ご審議いただくタイミングが得られませんでした。

この理由により、東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理処理したことを報告するものでございます。それでは、報告いたします。

まず、園長についてでございます。

現在の井上園長につきましては、令和7年度末現在においては61歳となり、定年年齢の引上げに伴う管理職の役職定年制に該当いたします。

安定した園運営を継続するため、地方公務員法第28条の5第3項に基づき、令和9年3月31日まで、引き続き、管理職として任用いたします。

これは、1年ごとに、特別区人事委員会が承認ということになっております。

次に、副園長についてでございます。

岩本園長は、令和7年度に園長職に昇任し、同時に、令和9年3月31日までの間、板橋区から、地方自治法第252条の17による、豊島区への派遣を行ってまいりました。

派遣期間につきまして、豊島区から短縮の意向が示され、板橋区と協議を重ねた結果、派遣期間を令和8年3月31日までに短縮し、協定を変更することといたしました。

板橋区内では、園長のポストが高島幼稚園の1園しかないことから、岩本園長は園長の職層で任用し、高島幼稚園の副園長の職に配置するものでございます。

なお、幼稚園管理職の異動につきましては、3月18日に本人内示をし、3月19日に特別区教育委員会が報道発表しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、本件は以上でございます。

○報告事項

1. 令和8年度郷土資料館 展示・教育普及事業計画（案）について

(生－2・生涯学習課)

教 育 長 では、次に報告事項を聴取します。報告（1）「令和8年度郷土資料館 展示・教育普及事業計画（案）について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。

資料、「生－2」をご覧くださいと思います。

令和8年度郷土資料館の展示・教育普及事業計画についてでございます。

まず、1でございますが、こちら、「別紙のとおり」となっておりますが、次のページにございます一覧のとおりでございます。

こちらでは、展示事業が１１、館外展示・教育普及事業が６、年中行事が４、講座が１、その他が５ということでお示しさせていただくという内容になっております。

１ページ目に戻りまして、２でございます。

令和８年度展示計画の特徴でございます。こちらは、２階の展示室、特別展示室で行う展覧会の内容ということでございます。

（１）でございます。

常盤台の街と写真館、こちらでは、小金井市にあります江戸東京建物園に移設されております常盤台写真場、こちらで、当時、使用されていた機材がございますので、そちらを通して、写真が人々の生活や教育とどのように結びついていたかというところを紹介させていただく内容になっております。

（２）でございます。

上板橋小学校創立１５０周年記念の展示ということでございます。

大正期の絵画作品など、つまりは、戦時中の日誌などをご紹介させていただくという内容になっております。

（３）でございます。こちらは、没後１５０年、和宮の展示ということでございます。

こちらは、中山道の旅に注目してご紹介というような内容になっております。

簡単でございますが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

臨時休館中はそうしますと、様々な展示は、他の場所を借りて、２ページ目のように実施するものがあるということですね。

生涯学習課長 教育長がおっしゃるとおり、他の場所での展示も行う予定でございますし、あと、今現在、調整中でございますが、教育科学館等で、出前講座というか、そのようなものも、今、予定しているというところでございます。

まだ調整中なので、また詳細が決まりましたらご報告させていただければと思います。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

よろしいですか。

（なし）

教 育 長 それでは、本件は以上となります。

次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

次 長 次長です。すみません。先ほど議案第２８号の主務大臣の関係で、山口委員

に教育総務課長から、文部科学大臣という旨の答弁をさせていただいたのですが、訂正をさせていただきたいと思います。

こちらの基になる法律が、厚生労働省とこども家庭庁の両方の所管になるものでございますので、主務大臣となりますと厚生労働大臣か、またはその内容によっては、内閣府特命担当大臣になるものでございます。失礼しました。

教 育 長 分かりました。
その他、ございますでしょうか。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、日程第七 議案第32号と、日程第八 議案第33号については、非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

教 育 長 それでは、議事に入ります。

○議事

日程第七 議案第32号 教育委員会を審査庁とする審査請求の裁決について
(教育総務課)

(非公開)

○議事

日程第八 議案第33号 「MIRAI SCHOOL いたばしー学校における働き方改革推進2028」の策定について
(教育総務課)

教 育 長 次に、日程第八 議案第33号「「MIRAI SCHOOL いたばしー学校における働き方改革推進2028」の策定について」、次長と教育総務課長から説明を願います。

次 長 議案第33号「MIRAI SCHOOL いたばしー学校における働き方改革推進2028」の策定でございます。

提出者は、長沼豊教育長でございます。

こちらにつきましては、いわゆる国におきまして、学校の教職員の給料等、給特法、こちらの改正がございました。その中で、働き方改革のための、いわゆる推進計画を自治体でも制定しなさいというふうな形になりまして、板橋区においても、こちらの方を取りまとめて、今回、教育委員会としてご決定賜りたいとい

うことで提出させていただいたものでございます。

この計画の詳細につきましても、教育総務課長の方からご説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育総務課長 教育総務課長です。よろしくお願いいたします。

「総－８」をご覧ください。

説明の前に、この働き方改革推進プランにつきましては、昨年の１１月にこちらの教育委員会場で、こうしたものを策定するというお伝えさせていただきましたところ、教育委員の皆様からたくさんの、様々な視点から意見を頂戴いたしまして、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

また、最初に申し上げますと、もともと板橋区の教育委員会では、働き方推進プランというものを令和４年に策定して持っており、それにより推進をしてまいりました。

そこに今回の給特法を受けまして、新たに、業務量管理・健康確保措置実施計画というものを定めることになったため、今般お示しするものにつきましては、これまでであったものであったり、方向性を少し整理したものを一旦お示しして、今後、教育委員の皆様であったり、校長先生、現場の皆様、または検討委員会の皆様の意見を反映したものが、毎年の見直しというふうに義務づけられておりますので、来年度に向けて、意見を取り入れて見直していくという考えでございます。

資料の方をご覧ください。

まず最初に、表紙の方から始まっておりますが、これは、今回、様々な計画ものを出したうちでも、MIRAI SCHOOL いたばしの中の１つ、学校における働き方改革推進プラン２０２８ということで進めさせていただきます。

表紙については、ロゴですね、MIRAI SCHOOL いたばしのロゴを挿入することにつきまして、大きさであったり、挿入そのものについて調整中でございます。

策定については、令和８年３月板橋区教育委員会ということで書かせていただいております。

少し長いので、ページ数ですね、ポイントを絞ってお伝えしたいと思います。

１１／３２ページをご覧ください。

こちらですが、板橋区教員の勤務時間の状況でございます。

令和６年度におきましては、月当たりの時間外在校時間が４５時間以上の教職員の割合は、小学校で２１％、中学校で３１％となっております。

いわゆる過労死ラインと言われる月当たりの時間外在校時間は８０時間というふうになっております。

この８０時間を超える教職員の割合は、小学校で１．５％、中学校で６．５％と、決して少ない数字ではないというふうに認識をしております。

恐れ入ります、１５／３２ページにお進みいただきたいと思います。

こちらは、教育ビジョンの本体といいますか、ビジョンそのもの、その中で、

方向性であったり、アクションプラン、施策ということで、13施策のうちに、教員の育成、働き方改革の推進というところで、施策2-2に載ってございます、これをお示ししたものでございます。

続きまして、16/32ページにおきましては、このプランの中で、これは新しいものですが、宣言をさせていただきました。

まず、その前に、教育ビジョンを掲げたということで、この教育ビジョンは、教育は人が幸せになるためにあるということで、全ての大人、子ども、区民を対象にしたものでございますので、その中には、当然、先生も入っておりますので、先生の幸せ、先生の働きがいというところの視点を持ちまして、宣言の1から3を策定させていただいたところでございます。

1つには、「子どもを真ん中に据えた教育活動」、それを達成するために、「学校のため」「先生たちのため」に何ができるかという視点も忘れずに改革を進めること。

2といたしましては、先生が子どもに全力で向き合うことができるようにするため、教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を実現可能となるように対策を推進していくこと。

3ですが、教育委員会は、教員が教員でなくてはできないことに集中する環境を整備していくため、過重な負担となっている業務に対して、積極的に見直しや適正化を図っていくこと。

こちらの方を宣言として掲げさせていただきました。

続きまして、17/32ページ以降は、目標に対する具体的な数値であったり、また、考え方、取組というものを具体的に示させていただいております。

20/32ページまでお進みいただきますと、今後、働き方改革として、この3つを柱としていく、1つには、意識改革、2つ目には、業務改善、それから、もう1つは、人的体制整備ということで、この3つを3本の柱として進めさせていただくことをお示しさせていただきました。

その中で、意識改革というのはとても難しいというふうに考えておりまして、まずは先生方の意識につきまして、把握、分析をしたいというふうに考えております。

そこから、どのようなお考えに基づいて、色々な仕事をされているのかということ、また、改善をしていくために把握した後に、実際に意識改革に向けた様々な事業というふうに考えております。

その辺りが、22/32ページから、ずっと記載されているところでございます。

様々な取組について記載をさせていただいておりますが、今回、この働き方推進プランというのは、いつも委員の皆様にご出席いただいております総合教育会議へ、毎年、報告するというような義務づけがされておりますので、当然に報告の前には、毎年、見直しということで説明させていただきたいと思っております。

少しずつバージョンアップして、また、実態に即した内容、あとは成果も出していくような形になると思っております。

最後になりますが、やはりせっかくこれを作ってしていくからには、今まで、学校なのか、地域なのか、保護者なのかという、なかなかその分類が難しかった部分について、保護者の方にも、地域の方にも、当然に理解を求めていくものではありますが、まずは庁内ですね、子どものこと、働き方、教員、全部、教育委員会だけではなくて、子どもには、当然、保護者の方もいますし、地域も関わっておりますが、まずは庁内の理解をいただきたいということで、区長部局も連携して進めていきたいという考え方でございます。

今後のスケジュールでございますが、今日は整理をしてお示ししたという形ですが、この後の校長会ですとか、また、もちろん教育委員の皆様にも、そして、あと、区長部局とも調整をしてというところで、9月の総合教育会議に向けて、また検討を行っていく考えでございます。

校長先生方には、ヒアリングであったり、アンケートを行いまして、反映したものを、また来年、こうして委員会の方に示させていただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

小 林 委 員 ご説明、ありがとうございます。

具体的に目標が挙げられていて、すごくいいかと思います。

1つお伺いしたいのが、教員へのアンケートなのですが、差し支えない範囲でいいのですがアンケートの内容というのをもう少し教えてください。

教育総務課長 申し訳ありません、手元に資料がないのですが、アンケートの内容といたしましては、時間外、在校時間の数値というところもあるのですが、働きがい、それから、働きやすさというところについて、それぞれ働きがいを持っているとか、あと、課題であったりというのを、実際に、実情として把握できる内容でございました。

それは、先生方によっては、本来、教員の仕事ではないかもしれないが、対応に追われていて、どうしても遅くなってしまうというような対応もございました。

小 林 委 員 今までアンケートを取っていなかったものを、これから取り組むのでしょうか。

教育総務課長 そうですね。ここにもアンケートを作る際には、実際に校長先生であったり、教育指導室の皆様であったりというところで、もう、課題の自覚はしているということで、アンケートの方を作っていくというふうに思っております。

あと、東京都の指標というものがございますので、こちらを参考にしながら、指標あつてのアンケートということでさせていただきたいというふうに思っております。

教 育 長 他にございますでしょうか。

善 本 委 員 ご説明、ありがとうございます。

ぜひ、この取組を実効性あるものにしていただけるように、我々もしっかりと応援していきたいなというふうに思います。

中でも、数値を見れば、副校長の時間外労働時間の過半数が45時間を超えていますので、それは非常に深刻な事態だと思います。

管理職であるからというところで、そこがどうしても見過ごされがちなのですが、それは長期的に見れば、そのような管理職の姿を見ていて、マネジメントの仕事をしたいと思う先生たちが、これから先、出てくるかということ言えば、学校の将来を考えたときにも、非常にそれはよくないことだと思いますので、副校長も業務軽減をどのようにやったら良いかということも、併せてぜひ検討していただければなということと。

これから3年間と数字が出ている中で、令和4年から令和5年までは減っているのですが、また令和6年に増えているみたいな形で、一本調子でいかないなと、この問題の難しさを非常に感じる場所でもありますので、ここでしっかりと書いていただいているので、その目標を見誤ることなく、教育の質を上げるという、児童・生徒に、直接、向かい合うための教育の質を上げるということが、この働き方改革の目的だということをしっかりと見据えながら、なかなか一本調子でいかないことだと思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいかというふうに思います。

しっかりと応援していきたいと思います。よろしくお願いします。

教育総務課長 ありがとうございます。

まず、副校長先生の時間外のお話なのですが、板橋区の教育委員会では、副校長補佐という形で、新任、または、様々な事情で人手不足が見込まれる場合は、副校長先生の補佐を置くことができる形になっております。

そこにつきまして、今回、これまで配置50校だったところを、56校に令和8年度から増やしたところでございます。この73校中の56校というところで、やっていきたいというふうになっております。

実効性のあるプランということで、前回もお話しいただきました。ありがとうございます。

やっぱり数値を出していかないとモチベーションというものもあるのですが、こうした数値にとらわれることなく、そのための1年間ではなく、3年間、2028に向けた3年間で、数値に波はあるかもしれないが、その中身、先生がどれだけ負担が減って、先生自身のお考えになる教育の質というものに近づけたかというところは見落とすことのないように進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

先ほど小林委員からも、アンケートについてのご質問がありましたが、先生方の幸せというのも重要で、私が常々言っている「教育は人が幸せに生きるためにある」ということは、「MIRAI SCHOOL いたばし」の教育ビジョンにも書かれています。この「人」の中には子どもだけではなくて、先生も入っていますから、先生方が働きがいを持って仕事に従事するというのも重要です。

そのようなことも踏まえて、何らかの形でやってほしいと指示をしたところで。よろしくお願いします。

教育総務課長、いかがでしょうか。

教育総務課長 今日お示しするまでに、次長、教育長と色々お話をさせていただきまして、足りない視点、整理するだけ、それだけでも足りない視点というのは、十分、気づきがありまして、指導室長も色々考え方を教わったり、今、教育長がおっしゃっていただいたように、先生の幸せ、教育は人が幸せになるためにある、そこには先生も含まれるということで、そこは、やっぱり教育長がじかに私どもに教えてくださったので、これについては、アンケートもそうですが、実際にそのプランが、それを推進していけるのかということも考えながら、毎年の報告になりますけど、毎年、考えていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

教 育 長 他にいかがでしょうか。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第八 議案第33号については原案のとおり可決するというごことでご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。
その他、追加報告事項等はございますか。よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。
ありがとうございました。

午前 11時 00分 閉会